

商品概要説明書  
定期積金（きぼう）

(株) 清水銀行  
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

1. 商品名 (愛称)	・定期積金 (きぼうスーパー積金)
2. 販売対象	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・6 か月以上 5 年以内、1 か月単位
4. 受入 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・契約期間内で掛金を分割して受入れます。 ・1 回あたり 1,000 円以上 ・1 円単位
5. 金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	・満期日以後に給付契約金をお支払いします。
7. 給付補填備金 (1) 適用利回り  (2) 支払方法 (3) 計算方法  (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。</li> <li>・契約期間が 3 年未満、3 年以上および掛金総額が 100 万円未満、100 万円以上の期間および金額階層に応じた店頭表示の利回りを適用します。</li> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。</li> <li>・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)が適用されます。</li> <li>・個人のお客さまは 20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。</li> </ul> <p>※利子所得に係る税率は、原則 20%(国税 15%、地方税 5%)ですが、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、所得税額(国税 15%)に対して 2.1%の復興特別所得税が付加されます。</p>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・店頭での受入れのほか、集金、普通預金等からの自動振替による受入れができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約定通りの払込みが行われなかった場合は、次の利息相当額を掛金残高相当額とともにお支払いします。</li> <li>① 満期日以後に解約する場合で、契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の利率により計算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 初回払込日から満期日までの期間が 1 年未満のもの 解約日における普通預金利率</li> <li>B. 初回払込日から満期日までの期間が 1 年以上のもの 約定年利回り×60%</li> </ul> </li> <li>② 満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満のもの 解約日における普通預金利率</li> <li>B. 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上のもの 約定年利回り×60%</li> </ul> </li> </ul> <p>注 1. 小数点第 3 位以下切捨てます。この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</p> <p>2. この計算の単位は 1 円とします。</p>
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000 万円までと利息が保護されます。

商品概要説明書  
定期積金（きぼう）

(株) 清水銀行  
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

12. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、当初契約時の店頭表示の利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</li><li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・パンフレット等：〈しみず〉定期預金、積立型預金、積金</li></ul>
13. 契約している 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</li></ul>